

機構改革案について

1 機構改革の目的

多様化する行政課題やニーズに迅速かつ柔軟に対応し、より効率的・効果的な組織とするため機構改革を行います。

2 施行日

2025 年 4 月 1 日

3 組織体制案

現行 7 部、29 課、52 係

改革後 7 部、29 課、52 係

部、課及び係名称については、メッセージを込めた名称としています。

4 機構改革をこの時期に行う理由

多様化する行政課題やニーズに迅速かつ柔軟に対応し、より効率的・効果的な組織として 2025 年 4 月からスタートするため、機構改革を行うものです。

特に、子ども・教育関連の部署の機構改革については、「子ども」と「ふくし」を町としての軸とし、それらの事務を一元的に進めやすい組織とすることを考えています。

新設予定の「こども家庭センター」を最大限に活用するために、教育関係の事務を一元化して統合的なサービスを提供するためです。

また、商農工振興やまちづくりなど、切れ目なく町行政を行うためです。

さらに、対外交渉などを行うため、副町長を 2 名体制とすることができるようになります。現時点で、すぐに副町長を 2 名とするものではありませんが、今後、必要となった時点で 2 名体制にできるようにするものです。

5 機構改革が住民にもたらすメリット

【政策企画部】

政策、広報、財政、秘書を統合することで、政策、予算、情報発信を効率的かつ柔軟に推進することができると考えています。

【総務部】

住民窓口を総括するために、住民課を総務部へ移管し、防災、税といった住民の生活に身近な事務を所管します。

【ふくし文化部】

子どもから高齢者まで、すべての世代に対し、生涯学習・スポーツを推進することができると考えています。

生涯学習、スポーツに関する事務については、引き続き、教育委員会へ報告します。

【こども未来部】

こども未来部長が子育てと教育を所管します。

健康課に妊産婦や乳幼児の保護者を支援する「子育て世代包括支援センター」と、虐待や貧困など問題を抱えた子ども、保護者を支援する「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、切れ目のない「こどもまんなか応援サポーターのまち」を推進するため、「こども家庭センター」を設置します。

教育課の事務に加え、子育て・教育を一元化できるよう、児童館、放課後児童健全育成に関する事務を行います。

こども未来部に教育課を結びつけることで、子どもの育ちを一貫して行うことができると考えたものです。子どもや教育関連の部署を一元化することで、各部署間の調整が容易になり、事務の効率を向上させることができるとともに、利用者である子どもや保護者の利便性の向上を図ります。

また、これからは乳児から社会にでるまでと、今までよりも広い範囲で子どもの育ちをフォローできることが利点であると考えています。

【地域創造部】

観光交流課を置き、文化財保護、資料館に関する事務を行います。観光と文化財（資料館）を一つの課にすることで、連携を強化し、観光協会を含め効率的なPRを行うことができると考えています。地域住民の活動の後押しをしていきたいと考えています。

文化財に関する事務については、引き続き、教育委員会へ報告します。

【まちづくり部】

都市の将来像や土地利用の方針等を定めるなど、都市政策の中心を担う部署となります。

建築施設課を置き、技術職（建築）を中心に職員配置を行うことで、より専門性をもって、町有施設の営繕及び保全に関することができると考えています。

【インフラ整備部】

雨水対策や道路建設に関する総合的な施策を担う部署となります。

水道事業及び下水道事業における健全経営や施設の老朽化、災害対策などの課題解決を加速化させることができると考えています。

また、水循環管理課においては、本町の雨水対策に関する総合的な施策を担うこととしています。

6 今後のスケジュール（見込み）

R6.9.3(済)	【全員協議会】 機構改革案について概要説明 ・機構図案の提示、各部・課の主な所管事務の説明
R6.10	【パブリックコメント】 条例制定に関すること
R6.12	【第4回定例会（12月議会）】 関係条例、補正予算の上程
R7.4.1	新体制スタート

(参考1)新体制後の各部における主な所管事務案(2024年9月3日時点)

【政策企画部】

政策課

- ・重要施策の企画及び総合調整
- ・総合計画
- ・国際交流
- ・秘書用務
- ・広報広聴

財政経営課

- ・財政に関すること
- ・ふるさと納税
- ・実施計画
- ・公共施設の更新、再編
- ・指定管理制度

DX課

- ・デジタル・トランスフォーメーション
- ・電子自治体の推進
- ・情報ネットワークの管理

人事課

- ・組織及び定員管理
- ・職員育成
- ・職員の給与、旅費、福利厚生

【総務部】

行政課

- ・庁舎管理
- ・選挙に関すること
- ・法規の審査
- ・入札及び契約
- ・公有財産に関すること

防災課

- ・地域防災計画
- ・災害対策
- ・消防団に関すること
- ・防災・危機管理

住民課

- ・戸籍
- ・住民基本台帳
- ・印鑑の登録及び証明
- ・個人番号カードに関すること

税務課

- ・町民税の賦課、徴収
- ・固定資産税の賦課、徴収
- ・町税にかかる証明

【ふくし文化部】

ふくし課

- ・新たな福祉施策に関すること
- ・地域福祉計画
- ・民生委員
- ・高齢者福祉、介護保険
- ・社会福祉

障がい福祉課

- ・障がい者・障がい児福祉に係る計画
- ・障がい者手帳
- ・障がい福祉サービス

保険医療課

- ・国民健康保険
- ・国民年金
- ・後期高齢者医療
- ・福祉医療

学び支援課

- ・生涯学習の推進
- ・社会教育に関すること
- ・文化の振興
- ・スポーツの振興

【こども未来部】

教育課

- ・教育委員会
- ・学校の管理及び施設の整備
- ・放課後児童健全育成
- ・教育課程、学習指導等教育内容
- ・学校給食センターの運営、管理

子育て支援課

- ・新たな子育て施策に関すること
- ・子育て支援センター
- ・保育所に関すること
- ・保育士の指導・研修
- ・認可保育施設、認可外保育施設

健康課

- ・成人保健
- ・健康増進
- ・介護予防、高齢者保健
- ・特定健診、特定保健指導

【こども家庭センター】

- ・こども家庭センター
- ・支援対象児童等対策
- ・児童福祉
- ・母子保健

【地域創造部】

住民自治課

- ・コミュニティに関すること
- ・住民協働の推進

環境課

- ・一般廃棄物の処理、資源循環
- ・環境保全に関すること

商工農政課

- ・農畜産業振興
- ・農業者支援
- ・農業委員会
- ・商工業振興
- ・中小企業への支援

観光交流課

- ・文化財保護
- ・観光振興
- ・シティプロモーション
- ・姉妹交流
- ・資料館

【まちづくり部】

都市デザイン課

- ・都市政策
- ・地区計画
- ・土地区画整理事業
- ・工業団地の整備
- ・工業団地内の企業立地に関すること

都市整備課

- ・公園緑地等の整備、管理
- ・緑化振興及び林務
- ・地域公共交通
- ・公共交通機関の整備促進
- ・新たな公共交通に関すること

建築施設課

- ・町有建物の工事等施工
- ・町有建物の営繕の相談、支援
- ・建築に関すること
- ・空家等対策に関すること
- ・町営住宅

【インフラ整備部】

建設企画課

- ・道路、橋りょう等の企画及び調査
- ・道路、橋りょう等建設事業に伴う土地等の調査、移転、登記、買収、補償
- ・道路、橋りょう等の建設及び大規模な工事

土木管理課

- ・道路の路線認定
- ・準用河川の指定
- ・道路、橋りょう等の維持修繕
- ・河川及び用排水路の維持修繕
- ・交通安全施設の維持修繕

水道サービス課

- ・水道事業の総合調整
- ・水道料金に関すること
- ・下水道事業の総合調整
- ・下水道使用料に関すること
- ・下水道の普及及び啓発

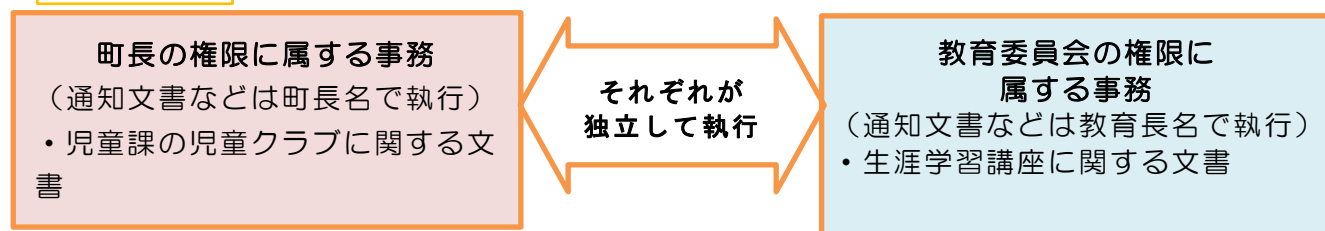
水循環管理課

- ・水道計画、水道工事に関すること
- ・水道施設の維持修繕
- ・下水道計画、下水道工事に関すること
- ・下水道施設の維持修繕

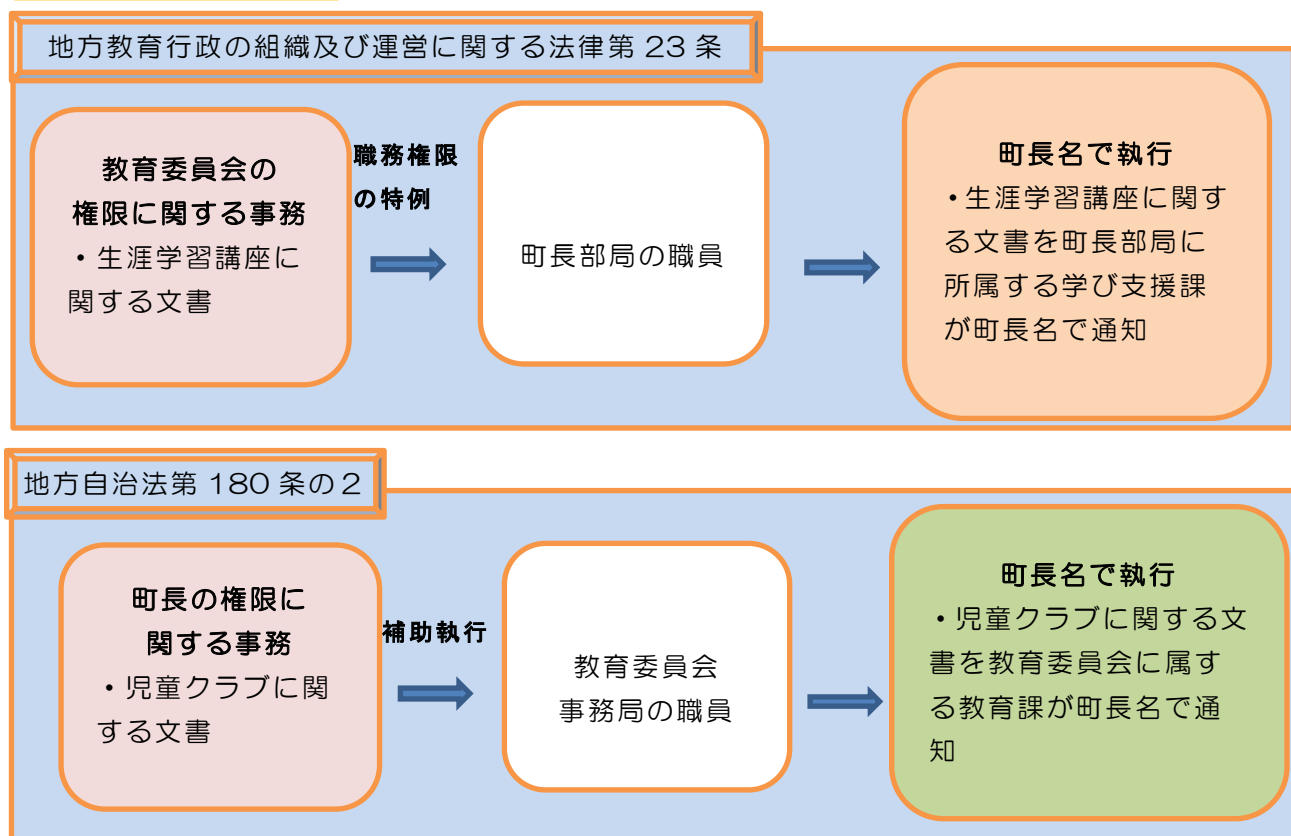
※ 部、課の名称については現時点では仮称です。また、所管事務についても現時点の案となります。

(参考2) 機構改革における教育委員会部局と町長部局との関係

現在の例



機構改革後の例



教育委員会が所管する事務を町長部局に移管する場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の「職務権限の特例」に基づきます。

町長部局が所管する事務を教育委員会に移管する場合は、地方自治法の規定に基づく法的な整理として、「事務委任」及び「補助執行」が必要となります。

「事務委任」は、権限を相手機関に委任させること、「補助執行」は権限を自分の機関に残すことを意味します。

今回の機構改革案では、町長部局に権限を置くことで、教育、医療、福祉、子ども・子育てのサイクルをしっかりと回し人づくりをしていくことを考えています。子どもの笑顔があふれ、誰もが新しいことにチャレンジできる、そして何よりも健康で安心して暮らせる町、住んでいて楽しい町にしていきたいです。